

## 2018年度助成分

## ■研究課題名

## 監査の品質と経営者の利益調整行動： 監査担当パートナーに関するデータを用いた実証分析

研究代表者：

**笠井直樹**（滋賀大学経済学部・准教授）

派遣先：

オーストラリア・メルボルン・ディーキン大学

実施期間：2018年7月6日～2018年10月31日

## 【研究の概要】

本研究の主たる目的は、財務諸表監査を担当する個々の監査担当パートナーに関するデータを利用し、監査担当パートナー（監査チーム）の提供する監査品質の違いが最終的に経営者による利益調整行動（経営者による機会主義的行動を代理）にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることである。本研究を推進するためメルボルン（オーストラリア）のディーキン大学に滞在し、監査論の実証研究分野、特に監査担当者レベルのデータを用いた研究の第一人者であるGul教授の助言を得ながら研究を実施した。

これまでアメリカを含む諸外国では監査担当者名が一般に公開されてこなかったため、主に監査事務所レベルのデータに基づく分析しか実施できなかったという限界があった。しかしながら、現在、国際的に監査担当者の情報開示が求められるようになってきており、監査担当パートナー個人のインセンティブに着目した研究の必要性が指摘され始めている。わが国では従前より監査担当パートナーの個人名が公開されており、さらに、近年の制度改正により関連する詳細情報の開示が進んだことで公表データを用いた分析が可能となっている。

そこで、本研究では特に、現在わが国で実施されているパートナーローテーション制度（監査事務所内において、監査担当パートナーを一定期間経過後に強制的に交代させる制度）に焦点を当て、当該制度導入によるベネフィット／コストについて分析を行った。具体的には、ベネフィット面として監査の品質に及ぼす影響を、コスト面として監査業務に対して支払われる監査報酬データを利用し分析を実施した。分析の結果、当該制度の導入による監査の品質への影響は確認されず、最終的に経営者による利益調整行動を抑止する傾向は見られなかったが、コスト面については監査報酬が増加傾向にあることを発見した。また、パートナーを強制的に交代させる場合に、交代前後で監査の品質を高めるインセンティブが彼らに存在するの否かについては複数のストーリーが考えられるため、交代前後におけるパートナーのインセンティブについても詳細に分析を行った。現在、分析の精緻化と論文の改訂作業に鋭意取り組んでいるところである。

滞在先であるディーキン大学では、監査論を専門とする研究者・大学院生が多数所属しており、データ分析手法や最新の研究動向に関して議論を交わし、多くの貴重な知見を得ることができた。

## 沿岸域の持続的発展に向けた日仏の比較法的研究

研究代表者：

**木村琢磨**（千葉大学大学院社会科学研究院・教授）

派遣先：

**フランス・パリ・パリ第5大学**

実施期間：2018年10月21日～2018年10月30日

### 【研究の概要】

本研究は、港湾を中心とした沿岸域法制について、日本とフランスの比較法的分析を基礎にして考察を行うものであるが、派遣期間内の主たる研究は、2018年10月23日にパリ第5大学（デカルト大学）において開催された、国際研究集会「沿岸域の持続的発展に向けた港湾」における報告・討論である。

派遣研究者の報告タイトルは、「地震被害のリスクを踏まえた日本の港湾法制の現代的変容」であった。本報告は、「港湾空間の持続的整備」という小テーマのひとつを構成しており、主催者のリクエストにより、港湾における地震対策に重点をおいた報告となったが、海岸法や都市計画法を含め、沿岸域の持続的発展に向けた法制度に論及している。その際、日本法の概観をしながら、フランス法との比較の視点を提示しているが、あわせて、陸域と海洋の接点としての港湾空間の特殊性に着目し、両者の複合的な性格のもつ意義と、都市計画法との連続性を踏まえた考察を行うことの重要性を指摘している。他の報告では、港湾における商工業的活動の規制、沿岸域の環境保護法制をはじめとした、広範な問題設定がなされており、本報告に関連する質疑応答も行った。

本報告の内容は、他の諸報告とともに、近くフランス語で公表されるが、邦語論文としては、行政法研究30号において公表される予定の拙稿「公共施設の整備・運営に関する法整備」のなかでも、本研究の成果を部分的に取り入れる予定である。

派遣研究者は、本学会に主要メンバーとして参加した、港湾法専門の弁護士ロベール・レザンテル（Robert Rezenthel）氏のほか、ラロシェル大学のロラン・ボルドロー（Laurent Bordereaux）教授らを交えた共同研究により、上記の観点を発展させながら、港湾を中心とした沿岸域法制の比較法的研究を行っている。派遣期間においても、そのための研究打合せを行っており、その後もメール等で、日仏の法制度に関する情報交換などを継続している。この成果については、別途、日本語またはフランス語で公表する予定である。

## ■研究課題名

## The Early Transalpine Decretistic: Its Manuscript Transmission and Readers

研究代表者：

**源河達史** (東京大学大学院法学政治学研究科・法学部・教授)

派遣先：

Leeds International Medieval Congress (イギリス・リーズ・リーズ大学)

実施期間：2018年7月1日～2018年7月8日

### 【研究の概要】

本研究は、グラーツィアーヌス教令集（1140年代成立）の註釈活動として成立した古典教会法学について、12世紀後半のアルプス以北における発展を明らかにすることを目的とする。具体的には、パリを中心とする法学活動と、ケルンを中心とする法学活動について、代表的な著作もしくは著作群を対象とし、その内容と写本伝承の解明を試みるものである。今回の報告においては、考察対象となる写本伝承の中でも、グラーツィアーヌス教令集ではない著作を伝える写本の欄外書込という特異な伝承形態に着目し、オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵の写本Barlow37を取り上げた。

オクスフォード写本Barlow37は、11世紀に成立した、グラーツィアーヌス教令集とは無関係の教会法集成であるが、その欄外には、パリを中心とする法学活動により生み出されたグラーツィアーヌス教令集の註釈に由来すると思しき多数の書込がある。しかし、一方において、Barlow37の欄外書込が大幅に簡略化された註釈であるために、他方において、パリを中心とする法学活動が生み出した著作群自体が詳細に研究されていなかったために、Barlow37に伝わる註釈の正確な位置づけは行われていなかった。今回の報告では、パリを中心とする法学活動が生み出した法学活動に関する写本研究をもとに、Barlow37に伝わる註釈の一つ一つについて、元になったグラーツィアーヌス教令集の法文または註釈を明らかにするとともに（ソースの特定）、Barlow37の書込がどのような意図をもって行われたのか、あるいは簡略化がどのような傾向をもって行われているか、という問題を明らかにすることを試みた。

成果として、個々の書込についてソースを特定し、パリを中心とする法学活動との具体的な繋がりを明らかにできた他、簡略化が、個々の法文や註釈の法的な内容、法的な考え方を抽出する、という傾向を持つことを示すことができた。グラーツィアーヌス教令集の註釈活動が、法的思考の伝授、という形で、グラーツィアーヌス教令集以外の教会法集成を解釈する際にも役立てられているということであり、文化史的な観点からも興味深い事例であると思われる。

## 財政政策が地域の雇用動向に与えた影響に関する実証研究

研究代表者：

**宮崎智視** (神戸大学大学院経済学研究科・准教授)

派遣先：

イギリス・コルチェスター・エセックス大学

実施期間：2018年7月5日～2018年9月21日

### 【研究の概要】

本研究では、いわゆる「長期停滞」経済において財政政策が雇用、とりわけ地域の雇用に与える影響を中心に検証したものである。

最初に、関連する議論を整理した。政策金利がゼロ近くになることから、金融政策の余地が限られる長期停滞下においては、安定化政策の手段として財政政策が強く期待される。特に何人かの論者は公共投資の役割を強調している。しかしながら、日本においては政府債務の維持可能性が懸念され、かつ景気刺激策としての公共投資の有効性についても疑義を呈する声がしばしば聞かれる。この点を踏まえ、長期停滞下において需要喚起のために公共投資を執行する際の注意点にも目配りして、関連する議論を整理し、併せて国債金利に関する実証研究を行った。これらは、「『Flexible Fiscal Policy and Japan's Stagnant Economy』」と「『機動的な財政政策』に関する論点整理」という二編の論文にまとめられた。

次に、いわゆる「アベノミクス」下における金融・財政政策のポリシーミックスが地域の雇用に与える影響を、計量経済学的手法を用いて検証した。まず、Hamilton (2017)により考案された方法を用いて、完全失業率を循環的要因と構造的要因とに区分した。その際、9地域についてのデータも対象とした。すべての地域について、アベノミクス実施以前から循環的失業率・構造的失業率ともに低下傾向にあったものの、アベノミクス期以降はその改善傾向が強まっていることが分かった。次に各々の地域について、ベクトル自己回帰 (Vector Autoregression、VAR) 分析を試みた。その際、東日本大震災の影響を考慮するため、東北を除いた8地域を対象とした。実証分析の結果、大都市圏では循環的失業率を有意に低下させるとの結果が1年程度みられた時期もあるものの、地方圏についてはそうではないことが示された。この結果は、アベノミクスによる「第一の矢」と「第二の矢」の効果は限定的であり、金融政策および財政政策のポリシーミックスによって失業を改善するとしても、その効果を過大に期待すべきではないと警鐘を鳴らすものである。同研究は、滞在先であるエセックス大学のセミナーで報告した。

## ■研究課題名

## 会社法制・資本市場法制における株主・投資家の地位 および株主権のあり方に関する理論的研究

研究代表者：

**山下徹哉** (京都大学大学院法学研究科・准教授)

派遣先：

アメリカ合衆国・フィラデルフィア・ペンシルベニア大学ロースクール

実施期間：2018年4月1日～2018年9月30日

## 【研究の概要】

本研究では、機関投資家の行動を通じて日本企業のコーポレート・ガバナンスの改善を促進するための合理的な法制度のあり方を探求するという課題に取り組むため、第一に機関投資家の受託者責任の内容・法的規律のあり方、第二に議決権行使助言会社の機能とその法的規律のあり方を検討事項として設定した。

研究期間中の研究活動の概要は、次のとおりである。①ペンシルベニア大学ロースクールに客員研究員として滞在し、会社法・資本市場法に関連する授業に出席し、上記検討事項に関する法制度の全体像を把握するとともに、各種ワークショップに出席し、上記検討事項に関する理論的・実証的研究について討議を行った。②2018年5月11日および12日にボストン大学で開催されたThe 28th Annual Meeting of the American Law and Economics Associationに出席し、上記検討事項に関する最先端の理論的・実証的研究に接した。③2018年7月9日から20日までシカゴ大学で開催されたThe 2018 Summer Institute in Law and Economicsに参加し、実証研究など各種研究手法の習熟に努めるとともに、上記検討事項に関してシカゴ大学の教員およびサマーインスティテュートの参加者との討議を行った。

研究に際しては、機関投資家の類型ごとに報酬・手数料、投資方法、情報開示などに係るルールを把握するとともに、近年の米国における個人投資家に対する投資推奨に係る投資仲介者の行為準則をめぐる議論にも着目することで、インベストメント・チェーンに含まれる者の受託者責任・規制のあり方の全体を検討することに努めた。

研究成果の公表について、まずは、2018年6月2日および3日に開催されたIGLP: The Conference “Law in Global Political Economy: Heterodoxy Now”において、“Recent Corporate Governance Reforms in Japan Under the Global Market Pressure”と題する報告を行った。機関投資家の活動を含むグローバルな資本市場の圧力の下で進められる日本のコーポレート・ガバナンス改革の特徴と課題を示し、討議参加者の意見を求めた。その結果と、その後の研究成果を踏まえて、論文の形で公表することを予定している。

## ■研究課題名

## 再建型倒産手続における雇用機会の確保をめぐる 利害調整過程の研究

研究代表者：

**池田悠**（北海道大学大学院法学研究科・准教授）

派遣先：

アメリカ合衆国・ニューヨーク・コロンビア大学ロースクール

実施期間：2017年4月1日～2018年9月30日

## 【研究の概要】

本研究は、再建型倒産手続における雇用機会の確保という観点から、アメリカの再建型倒産手続における利害関係人相互の利害調整プロセスを考察することで、わが国の今後の規制改革に向けた示唆の獲得を目指すものである。アメリカでは、わが国の母法ともなった集団的労使関係法の下、法的に唯一の労働者代表組織である労働組合の組織率が低迷しており、倒産手続下での労使間での利害調整機能において、わが国と同様の障害を抱えている。そんな中、航空産業や自動車産業など、なお一定の労働組合組織率を維持している業界では、多くの企業が2000年代以降に経営危機を経験しており、再建型倒産手続下での利害調整に多様な経験の蓄積が存在する。特に、航空産業は、共和党政権下で、公的支援を伴わないで再建に臨んでおり、通常の再建プロセスの中で労使間の利害調整を図ったのに対し、自動車産業は、民主党政権下で、公的支援を伴って再建に臨むことで、国の監督下で利害関係人相互の利害調整を図っている。そこで、両者のケースを比較対照しつつ、労働者を巻き込んだ再建過程における利害調整やシナジー配分のあり方について検証を試みることにした。研究の実施に当たっては、日本国内での事前準備を経た上で、アメリカでの現地調査・研究を実施することとし、大規模な倒産事件の申立てが集中するニューヨーク南部倒産裁判所へのアクセスも考慮して、ニューヨーク市内に所在するコロンビア大学ロースクールに籍を置いた。そして、同大学の豊富な蔵書や多種多様なデータベースなど、アメリカでも有数の良好な研究環境を最大限に活用することによって効率化を図りつつ、研究活動に注力した。ここでは、将来的な研究の展開を見越して、特に実務者との連携関係を構築できるよう心掛けたほか、同大学での報告などを通して現地での意見交換にも努めた。また、ニューヨークという拠点の利便性を活かし、近隣都市であるワシントンDCのAFL-CIO本部を訪問することで、法的に唯一の労働者代表組織であるアメリカの労働組合にかかる昨今の紛争事例や今後の立法への対応、将来的な方向性などについての聞き取りも実施し、労働者代表組織としての現状を確認した。こうして獲得された資料等を元に、成果の取りまとめに向けてさらなる研究を実施する予定である。

## ■研究課題名

## 米国におけるコンスピラシーの捜査

研究代表者：

**亀井源太郎**（慶應義塾大学法学部・教授）

派遣先：

米国・ニューヨーク州ニューヨーク・コロンビア大学ロースクール

実施期間：2017年10月1日～2018年3月19日

## 【研究の概要】

本研究は、米国におけるコンスピラシーを対象としたものである。

米国におけるコンスピラシー（Criminal Conspiracy）は、一般に、2名以上の者が犯罪の実行を合意することによって成立する。このように、コンスピラシーは、処罰を早期化させるという意味で、昨年、わが国で創設の是非が激しく論じられたテロ等準備罪と共通の性質を有する実体法上の概念である。

実体法上の概念であるコンスピラシーについて、捜査、すなわち、手続法的な側面に注目する理由は、コンスピラシーの手続法上・捜査実務上の諸問題を検討することが、わが国におけるテロ等準備罪創設の是非や解釈を巡る議論に資するのみならず、組織犯罪対策・テロ対策にかかる捜査手法のあり方を検討する上で不可欠だからである。

本研究では、このような問題関心から、コンスピラシーの捜査について、文献研究を進め、あわせて、コロンビア大学ロースクールのダニエル・リッチマン教授（刑法、刑事訴訟法。元・FBI捜査官）に対し、聞き取り調査を行った。

また、（わが国における議論の文脈では）コンスピラシーと密接な関係にあるテロリズムについても、前記の手法で研究を進めた。

本研究の成果の一部は、既に、慶應義塾大学法学部の紀要である『法学研究』誌に投稿し、同91巻5号に掲載される予定である。

同稿においては、米国における研究を参照し、テロリズム定義の困難さを確認した上で、その困難さが犯罪類型の規定方法に与える影響等について検討し、刑事法の領域でテロリズムを論ずる際、テロリズム定義の困難さとの関係で問題となり得る場面を個別に取り上げ、検討を加えた。

また、同研究では、あわせて、テロリズムという言葉の曖昧さは、社会的な混乱を惹き起こし得ることも米国の例を挙げつつ指摘した（たとえば、米国では、2017年8月、ヴァージニア州シャーロットツヴィルで、白人至上主義者が、極右集会に抗議していた者らを自動車で故意にはね、1名を死亡させ19人を負傷させるという事件が生じた。ドナルド・トランプ大統領は、この事件をテロリズムとは呼ばず、さらに、同事件を非難するまで時間がかかったことや、その後の記者会見で極右集会を開いた白人至上主義者らと抗議者らを「どっちもどっち」と評したこともあり、批判されることとなった）。

## 金融機関の企業統治メカニズムについての研究

研究代表者：

**坂和秀晃** (名古屋市立大学大学院経済学研究科・准教授)

派遣先：

アメリカ合衆国・ニューヨーク・コロンビア大学

実施期間：2018年1月20日～2018年9月19日

---

### 【研究の概要】

本国際交流では、コロンビア大学ビジネススクールのHugh Patrick 教授の下で、貴財団海外派遣助成の研究課題となっている金融機関の企業統治メカニズムについての実証研究を実施した。Patrick教授は、日本の企業統治についての数多くの先行研究を執筆されており、そのアドバイスを頂いたことが研究進行上、非常に有益であった。加えて、日本経済経営研究センターにおいては、日本の企業統治に関して、Stewardship Codeに関する研究などをはじめとした最新の研究プロジェクトが進められており、その意味でも、企業統治を研究するために、非常に有益な機会になったと考えている。

助成期間に行った研究活動は、以下のようにまとめられる。まず、我が国の企業統治研究では、2000年代以降の企業統治改革の下、非金融業の分析が中心である。特に、取締役会の規律付け機能については、「社外役員」の役割などが、学術的にも検証されつつあるものの、非金融業については、十分な実証研究がなされている状況ではない。このような状況下で、我が国の金融業における取締役会の役割について、その実態について、実証研究を用いて明らかにすることを企図した研究活動を行った。研究成果としては、“Board Structure and Performance in the Banking Industry: Evidence from Japan”という論文を執筆し、公刊することができた。

同論文では、日本の金融機関における「社外取締役」の役割に注目した分析を行っている。特に、2000年代の金融再編以降の時期には、数多くの金融機関に、公的資金を注入する政府というステークホルダーが存在したことから、社外役員の存在が、政府というステークホルダーの期待に応える業績改善に資するかという点についても、実証研究を行った。実証結果としては、公的資金注入行においても、必ずしも政府の期待に応えるような業績改善に結びつくような「社外取締役」登用には結びついていなかった点を明らかにすることができた。

## ■研究課題名

## Population Aging, Health Care and Public Policy: a Cross-Country Study

研究代表者：

**HSU, Minchung** (Associate Professor, National Graduate Institute for Policy Studies)

派遣先：

**USA, Los Angeles, University of California, Los Angeles (UCLA)**

実施期間：2017年4月1日～2018年3月30日

### 【研究の概要】

During FY 2017, we mainly focused on the US case and the comparison with Japan's case. We have studied the importance of long-term care (LTC) in an aging society, including individual's optimal choices, the role of family structure and the interaction between the LTC market and the aggregate economy in this project. We have collected household level panel data (PSID/HRS/MEPS data sets) from the US that allows us to understand the demand of long-term care and to analyze the consumption/saving/medical care behaviors in old ages. We have also developed a life-cycle model with single and married households to analyze the behaviors of consumption, saving and long-term expenditures. We have also developed an approach to solve for the model numerically and a computer program to provide quantitative analysis by simulations.

We set our benchmark to the US economy, in which a means-tested public LTC insurance, Medicaid, provides a basic level of LTC for poor people. We have done a policy experiment on a reform of providing universal coverage of LTC, which is close to the Japanese system, and investigate the welfare implications.

We find that a means-tested public LTC insurance, represented by Medicaid in the US, has a distortion on saving. A reform to an universal coverage as in Japan may improve the social welfare.

A part of our findings has been presented at the Society of Economic Dynamics annual conference in Edinburg, UK, Economics seminar at Arizona State University, US, Economics seminar at New South Wales University, Australia and NTU macroeconomics workshop in Taipei, Taiwan during 2017 to exchange opinions with experts in this field.

Research outcomes in FY2017:

1. Minchung Hsu, Pei-Ju Liao and Min Zhao, "Demographic Change and Long-term Growth in China: Past Developments and the Future Challenge of Aging," *Review of Development Economics*, Wiley, forthcoming, refereed (DOI: 10.1111/rode.12405)
2. Minchung Hsu and Tomoaki Yamada, "Population Aging, Health Care and Fiscal Policy Reform: The Challenges for Japan." *Scandinavian Journal of Economics*, Wiley, forthcoming, refereed (doi:10.1111/sjoe.12280)
3. Minchung Hsu, "Aging, Low Fertility and Development - What is the right population policy for developing countries in Asia?" *Economics Classroom in Nikkei News* (経済教室:日本経済新聞), May 30, 2017, pp.27 (in Japanese)

## 企業の価格設定行動についての新たな理論モデルの提示： サーチ理論とマイクロデータ観察に基づいて

研究代表者：

**寺西勇生**（慶應義塾大学・准教授）

派遣先：

オーストラリア・メルボルン・メルボルン大学

実施期間：2017年10月1日～2018年3月31日

---

### 【研究の概要】

本研究についての3つのプロジェクト、①サーチ理論に基づいたフィリップス曲線の導出、②サーチ理論によるフィリップス曲線を取り込んだ一般均衡モデルの景気循環に対する説明力の評価、③サーチ理論に基づいたフィリップス曲線の下での最適政策の分析、を行うことができた。特に、①、②の研究は大きく進展した。この際、2017年10月から半年の間メルボルン大学に滞在しながら、金融政策研究、景気循環研究で世界的に著名な、Preston教授（メルボルン大学）、Edmond教授（メルボルン大学）、Dong教授（メルボルン大学）の助言を得ながら研究を行うことができた。

①の研究については、企業の価格設定の行動の研究で世界的な業績を有する Edmond 教授、Dong 教授と議論、意見交換を行いながら研究を進めることができた。分析では、サーチ理論に基づいたフィリップス曲線が、特殊なパラメータの下で、Calvo(1983)に基づいたフィリップス曲線と一致するとの結果を得た。また、サーチ理論に基づいたフィリップス曲線では、従来のフィリップス曲線と異なり、製品の入れ替わりのスピードや製品数などが重要な役割を果たすことが明らかになった。当該研究については、「Product Cycle and Prices」として、Dong 教授と共に初稿論文を完成させた。

②の研究については、サーチ理論に基づいたフィリップス曲線を、これまで景気循環や政策研究で用いられてきたニューケイジアン的一般均衡モデルに取り込み、モデル全体での景気循環への説明力が、従来のフィリップス曲線による一般均衡モデルと比較して改善するのかをインパルス反応関数によって分析した。その結果、製品の数が長期的に増加すると、長くデフレと低成長が継続するとの結果を得た。この結果は、従来のフィリップス曲線では説明できないものである。当該研究については、「Product Cycle and Prices」として、Dong 教授と共に初稿論文を完成させた。

③の研究については、最適金融政策の分野で代表的な研究者であるPreston教授（メルボルン大学）と議論、意見交換を行いながら研究を進めることができた。当該研究は今後の更なる進展が必要であるが、サーチ理論に基づいたフィリップス曲線の下でも、インフレ率の安定化が政策目標の1つになり得ることが分かった。

## 2016年度助成分

## ■研究課題名

政府間関係と介護政策の政策実施構造の  
規定関係についての国際比較

研究代表者：

荒見玲子（名古屋大学大学院法学研究科・准教授）

派遣先：

アメリカ合衆国・ボストン・マサチューセッツ工科大学

実施期間：2016年2月29日～2018年2月28日

## 【研究の概要】

本申請研究では、介護政策における中央政府と地方政府の役割分担及び保険制度か税制度かという政策プログラムの構造が、自治体職員と第一線職員の意思決定及びサービスの供給のあり方をどのように規定しているのかを日本・ドイツ・アメリカ・オランダの比較を通じて明らかにすることを具体的な研究課題とした。

2年間のアメリカ滞在で、（あ）介護政策と中央地方関係・第一線職員論に関わる国際比較に使える先行研究の整理、（い）比較対象国（米・蘭・独・日）の介護政策の変遷の調査、（う）比較対象国の第一線業務の実地調査・中央地方関係（財政・権限）における資料収集を行った。

理論的再検討を踏まえて、まず、日本を対象にした研究のブラッシュアップを行い、2017年9月にイタリアのミラノ大学政治学部で開催されたヨーロッパ行政学会で報告を行った。政策実施研究のStudy Groupに参加できたので、第一線職員論の専門家から有益なコメントを得られ、投稿に向けて具体的に細かい修正をすることができた。さらに、2018年2月にドイツとオランダの現地調査を行った。ドイツは2015年から2017年にかけて、またオランダも2015年に介護保険制度改革を行った。ドイツはこの改革（介護強化法）で保険料の値上げ、要介護認定の一元化・科学化・認知症など精神疾患への保障の拡大、介護給付の区分の拡大を行った。一方で、オランダは、特別医療費法（AWBZ）が改正されて長期ケア法（Wet langdurige zorg）となり、施設サービス、特に重度な介護リスクを行うこと、さらに健康保険法（Zorgverzekeringswet）で基本的な急性期のケアが行われ、社会支援法WMO（Wet maatschappelijke ondersteuning）が、在宅ケアの多くと精神疾患、さらに若年層で何らかの理由で自立した生活を送れない人のケアを行う仕組みが改革され、この部分については地方自治体に移管された。このような改革がどのような経緯で行われたのか、また、改革直後でどのような問題点があるのか、社会事務所等で働く実務家及び研究者にインタビュー調査を行った。オランダでは、新たに増えた3つの制度間の調整に課題が有ること、ドイツでは連邦制度にもかかわらず自治体の関与が弱く、また保険会社及び連邦の権限が非常に強いしくみになってしまっており、サービスを受ける人々の権利保障や個別性の確保が十分でない現状が明らかになった。2年間継続して行っていたアメリカ国内での調査や検討もあわせて、これらの成果は2018年8月末にボストンで開催されるアメリカ政治学会で報告の予定である。

## 「長期停滞論」に関する実証的検討: 国際データを用いたマクロ時系列分析

研究代表者:

柴本昌彦 (神戸大学経済経営研究所・准教授)

派遣先:

アメリカ・ウィリアムスタウン・ウィリアムスカレッジ

実施期間: 2017年3月29日~2017年9月26日

---

### 【研究の概要】

本課題の目的は、日本及び先進諸国において近年指摘されている長期停滞(Secular Stagnation)の背後にある経済メカニズムを実証的に検討することである。特に、インフレ期待の変化や(予期されない)マクロ経済ショックが実体経済に与える影響、及び、それらに対する金融政策対応に着目し、動学的な波及効果の違いや政策対応の違いに関して日米データを用いて比較検討を行った。

本課題はWilliams Collegeでの在外研究を開始した2017年3月から行われ、滞在期間中に、マクロ時系列データの入手・整備、プログラミング、実証分析を行った。具体的には、アメリカ・日本のマクロ時系列データ(GDPやインフレ率や政策金利等)、更に、Money Market Services、Survey for Professional Forecasters、Consensus Economicsのマクロ経済統計の市場予想データの整備を行った。そして、期待インフレの変化、予想できないマクロ経済の変化、予測できない金融政策の変化を計測し、それらが金融市場や実体経済に与える動学的因果効果を推定するためのLocal Projectionモデルやベクトル自己回帰(VAR)モデルの構築を行い、実証分析を行った。

アメリカの分析結果によると、期待インフレ率の変化は「即座に」インフレ率を上昇し、政策金利が上昇(引締め)する傾向があり、(積極的な金融引き締めの結果として) GDPは低下する傾向があることがわかった。また、予期されない生産ショックに対しても政策金利が上昇(引締め)する傾向がある一方、インフレ率に与える影響は限定的であることがわかった。一方、予期されないインフレショックに関しては、持続的にGDPを押し下げるとともに、政策金利が低下(緩和)する傾向があることが分かった。このことは、インフレ率の変動要因の違いによって、アメリカの政策当局の政策対応が大きく異なることを示唆している。一方、日本の分析結果によると、期待インフレ率の変化によって政策金利が上昇する傾向は同じく見られるものの、GDPが低下する傾向は確認できなかった。このことは、期待インフレの変化に対する日本の政策当局の政策対応が限定的であり、マクロ経済安定化にとって不十分だった可能性を示唆している。

なお、本研究課題はWilliams CollegeのKenneth N. Kuttner教授との密接な意見交換の後、国際共同研究に発展した。更に、Boston Universityの海道宏明助教授と最先端の計量経済学手法に関する意見交換を行った。そして、研究成果を学術論文として作成する準備を進め、Williams Collegeにて研究報告を行った。今後は、国内外学会及び研究機関での報告を予定している。

## ■研究課題名

## 日本とイギリスにおける子どもの貧困指標の現状と望ましいあり方

研究代表者：

モヴシュク オレクサンダー（富山大学経済学部・教授）

派遣先：

イギリス・ヨーク市・ヨーク大学社会政策・社会福祉学部

実施期間：2016年10月1日～2017年9月30日

## 【研究の概要】

海外滞在中に以下の3つの研究活動を行った。

1. 日本における子どもの貧困分析

本研究は、日本の世帯別データを利用して、所得と消費を基準とした2種類の子どもの貧困率を算出し、この両貧困率（所得基準と消費基準）を利用して分類される各世帯の所得・支出・資産負債等を詳細に比較分析した。そして両貧困率の間で異なる傾向（消費を基準にすると子どもの貧困率が低下）が発生する原因を検討した。両貧困率の差異の発生原因として、①消費の過大申告（消費基準による貧困世帯数が減少）、②所得の過少申告（所得基準による貧困世帯数が増大）、③消費の平準化（所得減少のショックに対する消費の平準化）の3点を検討した。その結果、「①所得の過少申告」が原因であるとする根拠が提示された（データ分析は海外出発前に日本で終了、海外滞在中に分析結果のまとめと論文執筆）。

学会報告：日本財政学会第73回大会（2016年10月・京都産業大学）、及び15th International Convention of the East Asian Economic Association（2016年11月・バンドン、インドネシア）

2. イギリスにおける貧困分析

この分析は、ヨーク大学教授Jonathan Bradshaw教授と共に、EU- Statistics on Income and Living Conditions (SILC)を利用し、欧州諸国に関する貧困分析を行った。最貧困水準に関する複数の指標を比較するために、貧困指標に係る論文サーベイの後、絶対貧困と最貧困の概念について検討し、以下に示す5つの最貧困の定義に基づいて、貧困率、貧困ギャップおよび貧困世帯の組み合わせを推計した。

- ① 世界銀行に基づく貧困線（1日あたりの生活費1.25国際ドル）
- ② national minimum incomesに基づく貧困線
- ③ minimal reference budgetsに基づく貧困線
- ④ 物的剥奪指標に基づく貧困線
- ⑤ 物的剥奪指標と低所得の共通部分に基づく貧困線

上記指標の中で、最も適切な指標が「⑤物的剥奪指標と低所得の共通部分に基づく貧困線」であるという結果を導出し、これを利用して欧州諸国の子どもや高齢者の貧困率の時系列変化を比較分析した。

学会報告：Foundation for International Studies on Social Security (FISS) 2017 Conference（2017年6月・シグトゥーナ(Sigtuna）・スウェーデン）

出版決定（2018年）：Jonathan Bradshaw and Oleksandr Movshuk “Measures of Extreme Poverty Applied in the European Union”, In: Helmut Gaisbauer, Gottfried Schweiger, Clemens Sedmak (editors) “Absolute Poverty in Europe: Interdisciplinary Perspectives on a Hidden Phenomenon”, Policy Press, Bristol (UK).

3. イギリスにおける母子世帯の貧困に関する高等裁判所（High Court）での審議への資料提出

イギリスの高等裁判所で審議された、政府による母子世帯への支援金廃止の是非を問う訴訟において、母子世帯の主張を支持するEvidence Statementの一部を作成し、この証拠等に基づき母子世帯側が勝訴した（<http://www.bbc.co.uk/news/business-40367686>）。

## ■研究課題名

## フランスにおける財産の集合的把握： 信託財産の検討を中心として

研究代表者：

**原恵美** (学習院大学法務研究科・教授)

派遣先：

フランス・リヨン・リヨン第3大学

実施期間：2015年8月15日～2017年9月1日

## 【研究の概要】

本研究では、財産の集合体を観念する重要性を解明するにあたり、フランス法に着目し、「信託財産」を中心として研究を行った。フランスでは、充当資産の観念を用いることによって、「責任財産としての帰属関係」と、「目的に応じて形成された独立の集合体」の双方において、私法体系との整合性を考慮した上で、信託財産の独立性を正当化する。しかし、そうした場合に、受託者が有する所有権の法的性質の変容を如何に説明するのか、あるいは受益者保護が適切に図れるのかという新たな問題が生じ、結局は、伝統的な所有権概念の理解との関係で別の体系整合性の問題が生じていることがわかった。

フランス信託法の特徴は、無体物を含む多様な財産を対象とすることができる非常に柔軟な制度であることである。そして、委託者と受託者の間に締結される信託契約において、当事者が負担する義務内容がすべて決定され、信託成立後も、委託者が受託者を監督し続けるという仕組みになっている。そのため、法律上の規定ではなく、契約によって、受託者が負う義務が定められ、そのことに比例して、受託者が有する所有権が制限される。ここに、絶対的なはずの所有権が契約によって制限されるという悩みが生ずる。

また、制度上、受益者は、当事者ではない信託契約において認められた権利のみ有するという消極的な存在であり、法律上、受益者に受託者を監督する権限は与えられていない。確かにこのような状況を批判し、受益者の物権的保護を主張する見解もあるものの、基本的には、受託者が委託者との間で締結される信託契約に基づいて行動することが重視されているために、信託違反における受益者の権利などが問題にならない。

このように、フランスの信託は、信託契約と信託資産（充当資産）の形成を中心として設計されていることから、信託契約によって信託所有権が制限されることが問題となるのである。